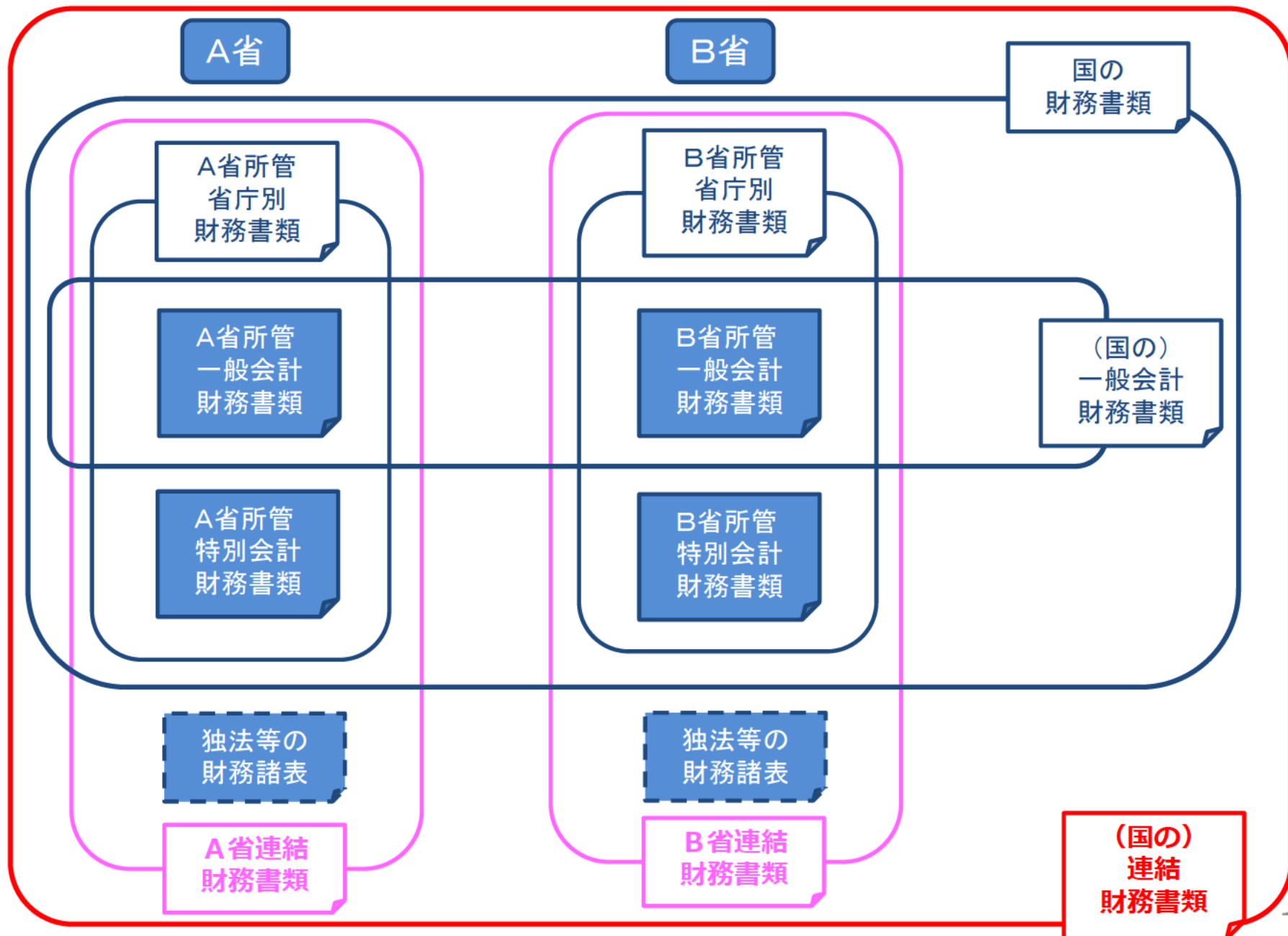


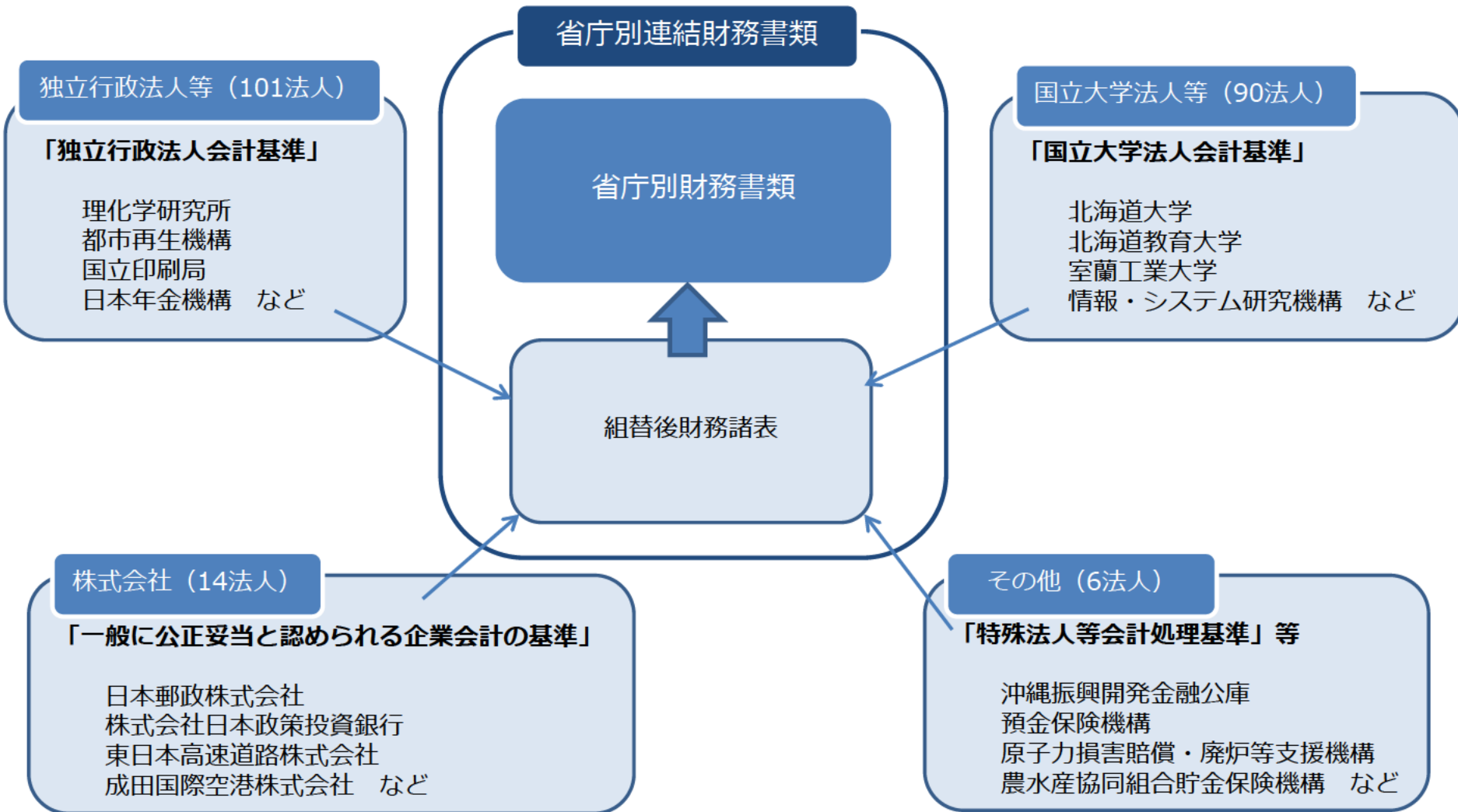
# 国の連結財務書類について

# 1. 国の財務書類の構成



## 2. 連結財務書類の作成イメージ

- 国の連結財務書類には、独立行政法人のほか、国立大学法人、株式会社、特殊法人等を連結。
- 各会計基準に基づき作成された各法人の財務諸表を、省庁別財務書類の作成基準に整合させるため必要な修正（組替）を実施。



### 3. 国の財務書類の体系

- 国の場合、企業会計のように払込資本が無いこと、利益獲得を目的とせず、損益計算の意義が乏しいことから、貸借対照表の「純資産の部」に相当するものは、「資産・負債差額」として表示
  - 損益計算書は作成せず、国の財政活動の結果として生じたコストのみを明らかにする業務費用計算書を作成
  - 国の資産・負債の増減要因を明らかにする資産・負債差額増減計算書を作成
- ※ 国の財務書類本体においては、単年度の財源と業務費用との差額は示されないが、国の財務書類を一般向けに解説している冊子において「超過費用」として明記している。

貸借対照表

<資産の部>		<負債の部>	
現金預金	xxx	未払金	xxx
有価証券	xxx	借入金	xxx
貸付金	xxx	退職給付引当金	xxx
有形固定資産	xxx	⋮	
出資金	xxx	⋮	
⋮			
		負債合計	xxx
		<資産・負債差額の部>	
		資産・負債差額	xxx
資産合計	xxx	負債及び資産負債差額合計	xxx

資産・負債差額増減計算書

前年度末資産・負債差額	xxx
本年度業務費用合計	xxx
財源	xxx
⋮	xxx
無償所管換等	xxx
⇒ 省庁間や国と地方間での財産の所管換え等	
資産評価差額	xxx
⇒ 有価証券、出資金等の時価評価、外国為替の影響による増減	
本年度末資産・負債差額	xxx

業務費用計算書

人件費	xxx
退職給付引当金繰入額	xxx
補助金等	xxx
委託費	xxx
減価償却費	xxx
⋮	
本年度業務費用合計	xxx

区分別収支計算書

業務収支	xxx
財源	xxx
業務支出	xxx
財務収支	xxx
本年度収支	xxx
本年度末現金預金残高	xxx

## 4. 「連結財務書類」作成の基本的な考え方

### (1) 連結財務書類の位置付け

省庁別財務書類は、予算執行の効率化・適正化等の目的のために作成されるものであることから、国の会計の財務書類を基本とすべきと考えられること、また、連結に際しては国と特殊法人等との会計処理統一の困難性等の技術的問題が存在していること等から、連結財務書類は参考情報として位置付けることとした。

(「省庁別財務書類の作成について」補論9.(8))

### (2) 省庁別連結財務書類の作成方法の特徴

対応する手続

#### 連結の手法

省庁別財務書類及び独法等の財務諸表の金額を基礎とした上で、必要な相殺消去等の処理を行うなど、企業会計における連結財務諸表の作成の手法を準用して省庁別連結財務書類を作成

合算及び  
内部取引の  
相殺消去

#### 出納整理期間中の取引

省庁別財務書類は、出納整理期間における現金の受払いも含めて作成することとしているが、独法等においては出納整理期間が設けられていない。出納整理期間中に、各省庁と独法等との間で補助金等の精算が行われる場合等があることから、連結に際しては、当該期間中の現金の受払いについて必要な修正を行う。

連結法人  
財務諸表  
の組替

#### 独法等に特有の会計処理の取扱

独法については、「独立行政法人会計基準」に基づき、財務諸表に資産見返補助金や運営費交付金等が負債計上されていたり、退職手当に係る引当金が計上されていないなど、特有の会計処理がなされている場合がある。

このため、連結に際しては、資産及び負債の適正評価の観点から、負債計上されている資産見返補助金や運営費交付金等については資産・負債差額へ振替え、退職手当に係る引当金は所要額を計上する等、必要な修正を行う。

# 5. 省庁別財務書類の作成指針(抜粋)

## VI 連結財務書類

### 3. 連結財務書類の作成方法

#### (3) 連結対象法人に特有の会計処理の修正

連結対象法人に特有の会計処理については、作成基準に合わせるため、以下の例にならって、必要な修正を行って下さい。

##### ① 連結対象法人の資産見返補助金等

前年度末に負債に計上されていた資産見返補助金及び資産見返運営費交付金等は、資産・負債差額の部に振り替えて下さい。また、当該年度に新たに交付を受け計上された資産見返補助金等については、当該年度の資産・負債差額増減計算書の財源として計上して下さい。(その後、各省庁等と独立行政法人等の間で相殺消去することとなります。)

##### ② 独立行政法人の運営費交付金等

前年度末に負債に計上されていた運営費交付金債務、預り施設費、預り補助金等及び預り寄付金は、資産・負債差額の部に振り替えて下さい。また、当該年度に新たに交付を受け計上された運営費交付金債務、預り施設費、預り補助金等及び預り寄付金については、当該年度の資産・負債差額増減計算書の財源として計上して下さい。(運営費交付金債務、預り施設費及び預り補助金等については、その後、各省庁と独立行政法人の間で相殺消去することとなります。)

##### ③ 独立行政法人の未収財源措置予定額

資産に計上されている未収財源措置予定額は、取り崩して下さい。また、当該年度に計上した財源措置予定額収益等の収益についても修正して下さい。

##### ④ 独立行政法人の法令に基づく引当金等

負債に計上されている法令に基づく引当金等は、独立行政法人会計基準(平成27年1月27日改訂版)第92ではなく、企業会計原則注解18により判断し、負債性が認められない場合は、取り崩して下さい。

##### ⑤ 独立行政法人の退職給付引当金等

退職給付引当金を計上していない独立行政法人については、退職給付引当金を計上して下さい。また、当該年度の繰入額等については、業務費用計算書に費用計上して下さい。

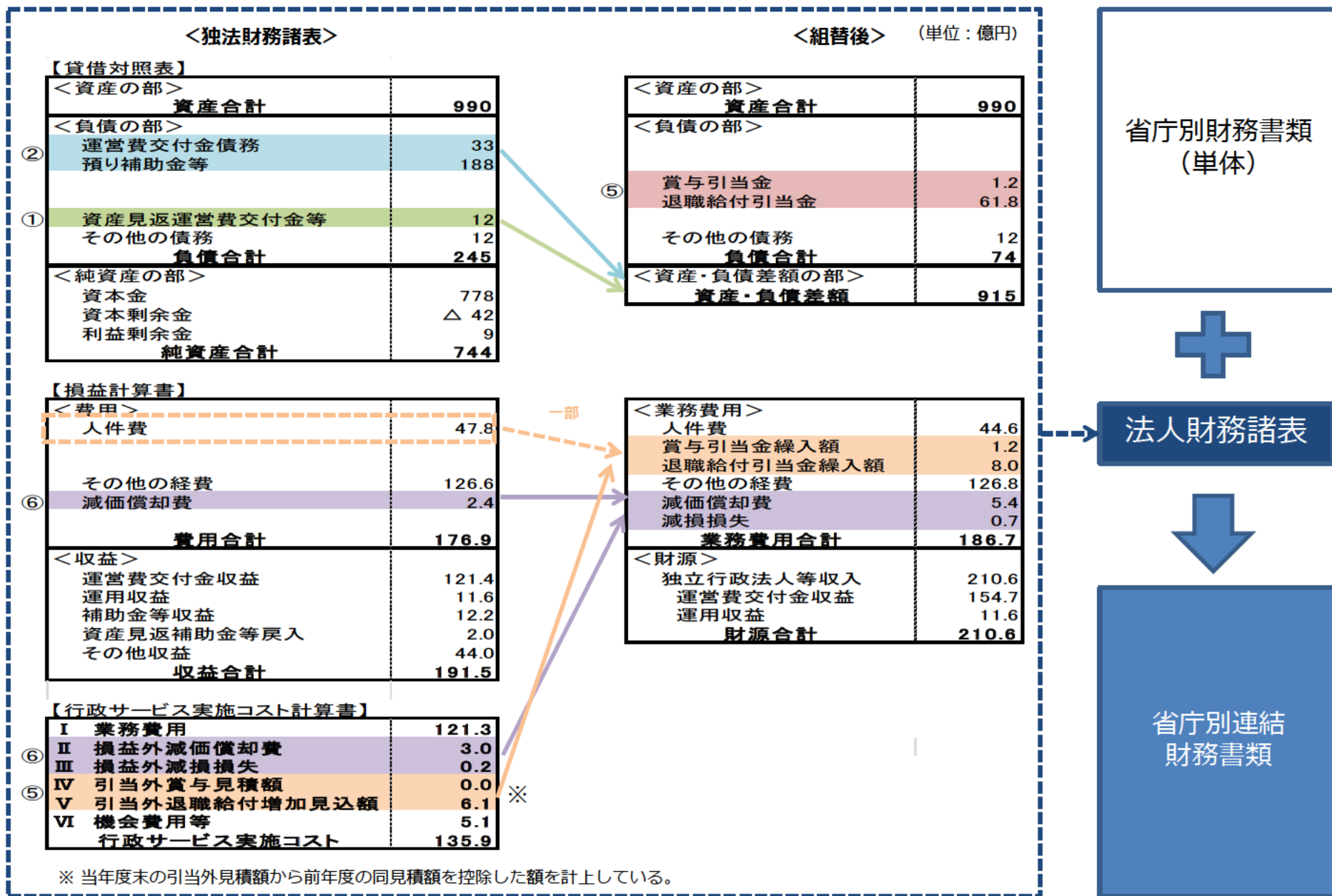
賞与引当金についても、同様に計上して下さい。

なお、各省庁等から独立行政法人への出向者に係る退職給付引当金については、財務書類で計上されているので、独立行政法人での引当外退職給付引当金を修正する際に二重計上しないようにして下さい。

##### ⑥ 独立行政法人の損益外減価償却相当額、損益外減損損失相当額、損益外利息費用相当額及び損益外除売却差額相当額

行政サービス実施コスト計算書において損益外減価償却相当額、損益外減損損失相当額、損益外利息費用相当額及び損益外除売却差額相当額を計上している独立行政法人については、当該金額について、それぞれ業務費用計算書の減価償却費、減損損失、その他の経費、固定資産除売却損益等に計上して下さい。

# 6. 連結時における法人財務諸表の組替例



(注) 図中の丸囲みの番号は、P5の作成指針中の項目番号に対応している。